

牛久小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	地図等の有無	担当部	担当課
R4-牛久小-1	秋住団地	<p><b>【上町排水区雨水調整池の早期完成に関する要望】</b>                      標記調整池工事は2014年10月に着工し、着工から間もなく8年を迎えようとしています。                      調整池周辺は道路環境の劣化進展や景観の悪化が目につくようになってきましたので、調整池の完成を早めるべく国への働きかけを強めることによる調整池の早期完成を要望します。</p>	<p>上町排水区調整池につきましては、ご意見のとおり未完成であり整備率としましては約62%となっております。                      現状としましては、未取得の用地が残っており、調整池整備を進めていく上ではこの用地取得が必須となりますので、今後も用地取得に向け交渉を進めてまいります。                      調整池は集水エリアの最上流まですべての雨水排水整備が完了した際に必要となる貯水量にて計画・設計しております。現時点において集水エリア全体の排水整備完了には程遠く、現貯留量で十分調整機能を発揮しており、集水エリア内における雨水排水整備の進捗に合わせて国の交付金を要望し、調整池の整備を進めてまいります。                      なお、草刈等の維持管理につきましては調整池の機能保持のために年1回のペースで行っており、今後も適切な維持管理に努めてまいります。</p>	地図写真	建設部	下水道課
R4-牛久小-2	新地	<p><b>【散策路の整備について】</b>                      城中、新地地区は歴史的な遺産も多く、現存する牛久周辺は、里山の景観とともに牛久市の最も特徴的な景勝地です。特に、最近では住井文学館がオープンしたことからハイカーも多くなり、散策路を整備してほしい旨の要望も増えてきています。                      河童の小道、三日月橋を渡り東谷田川沿いの道、新地からつくば市(小茎)までの周遊散策路を整備していただきたい。</p>	<p>城中、新地地区は、牛久市の誇る「画聖小川芋銭」や「文筆家住井すゑ」ゆかりの文化的観光施設を擁し、また牛久沼を望む景観も素晴らしいところです。最近では小規模ながら直売所を併設する古民家カフェができ、民間の有志グループにより東林寺周辺の台地の活性化も図られるほか、新たにキャンプ場がオープンしました。昨今のキャンプブームで、季節を問わず利用者があるとのこと。ご提案の、河童の小径から、三日月橋、東谷田川沿いの道を経てつくば市小茎までの散策路ですが、このルートの一部は、いばらきヘルスロード「三日月橋さくら散策コース」や「牛久沼かっぱの小径コース」として県から指定を受けております。指定ガイドラインには、安全性に配慮されていること、コース案内がされていることなどの要件がございますので、市内の部分については散策路としては問題ないと思われまます。ただ、つくば市への散策路延伸にあたっては、つくば市との協力連携や調整を図りながら検討していく必要があると考えます。</p>	なし	環境経済部	商工観光課

牛久小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	地図等の有無	担当部	担当課
R4-牛久小-3	城中	<p><b>【管理不全空き家対策について】</b> 所有者や相続人は不明等により、長期管理不全空き家に対する下記のような事象の具体的対処策及び処事例等があれば示してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風や地震等で倒壊の危険性のある家屋、ブロック塀等への対処策</li> <li>・樹木等の繁茂により道路、隣接地へはみ出している場合の対処策</li> <li>・長期管理不全空き家への不法投棄等防止策</li> </ul>	<p>所有者及び管理者または相続人が不明等の空家等物件に対しては、その物件の状態や周辺の状況を考慮しながら、また、その物件に関連付けられていた債務の残存等の調査を行い個別案件の優先度を勘案して進めております。</p> <p>優先度についての基本的なことは、物件の存在が、そのまま放置した場合周辺への著しい悪影響や住民等への身体・生命等の危険性の切迫性が高いものを特定空家等と認定して対応しており、社会通念上の予見可能な状態を有するものであって、実現性に乏しい可能性まで含む状態ではないことが前提となります。</p> <p>ご意見にあります、長期間管理不全空家であった物件に対して具体的な対処策や処事例ですが、平成31年3月と令和元年6月に土地・家屋の所有者・相続権者不存在物件に対して、略式代執行を実施して著しく危険な状態であった空家の解体を行いました。また、令和4年2月には、土地所有者は現存するが、家屋の所有者・相続権者が不存在である物件に対しても略式代執行を実施して、合計3件の物件に対応しております。</p> <p>市内にはまだ、所有者・相続権者不明物件が存在しておりますが、略式代執行等の市費の負担も検討しつつ、所有者不明土地問題については国においても民法での相続登記関連の法改正等、所有者不明土地対策等への取組等が本格化されてきましたので、国の動向を注視しながら当市においても解決策を様々な視点から検討して進めてまいります。</p>	なし	建設部	空家対策課
R4-牛久小-4	城中	<p><b>【城中・田宮線城中交差点の安全対策について】</b> 城中・田宮線が令和4年3月26日に開通しましたが、逆走等の事象が散見されるとの区民からの意見が多くあり、道路へのポール設置等で対策をしていただいているところではありますが、その後も逆走等の事象が発生していることから現地調査等を再度実施していただき、交通安全対策を講じてほしい。</p>	<p>逆走が懸念される箇所が2箇所あり、国土交通省管理部と市管理部となります。市道部については、路面に矢印を設置し対策を行いました。国道部分については国に連絡し、ラバーポールを設置済みであります。</p>	地図写真	建設部 市民部	道路整備課 地域安全課
R4-牛久小-5	刈谷	<p><b>【国道6号バイパス及び市道23号(城中-田宮)線について】</b> ①城中・得月院側から車が右折して6号バイパスに向かうとき、逆走侵入するケースが頻発している。対策を講じていただきたい。</p> <p>②刈谷側から大手門跡を城中側に右折する通路が大回りする形になっているが、ポールコーンの設置位置が悪く逆走して右折しそうになる。</p> <p>③国道6号をまたいで田宮跨線橋を東行・西行する車が非常に多く信号待ちが、3~4回になるケースが非常に多い。将来、6号バイパスが土浦まで通じても、その頃には更に交通量が増えていて信号待ちが解消するとは思えず、立体交差にすることを検討されるべきではないでしょうか。</p>	<p>①ポストコーンの設置、停止線、標識の移設を国土交通省で、すでに実施しております。</p> <p>②逆走箇所について、国土交通省、警察と協議し、路面に矢印を設置し対策を行い、現在の形状となっております。</p> <p>③国道6号と常磐線との距離が短いため、田宮跨線橋の終点から国道6号を立体交差することは実質不可能です。また常磐線と国道6号を同時に立体交差するとしても、今ある田宮跨線橋から造り替えなければならず、経済性・施工性を考えても現実的ではありません。</p> <p>ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	地図写真	建設部	道路整備課

牛久小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	地図等の有無	担当部	担当課
R4-牛久小-6	刈谷	刈谷3丁目東端から市道23号(城中-田宮)線へ下る急な階段は、行政区に相談がなく作られたと記憶しますが、当時、そこにあった坂道は刈谷の児童が牛久小学校へ通う通学路だった。代替路の刈谷3丁目南端の崖下の道は狭く、危険だとして当時の教育長と教育部長にも現場を見て頂いて対応をお願いしたが、対策が取られていない。2丁目と3丁目に境の道から、城中-田宮線へ降りられるつづら折りの坂道を造って欲しいと以前、道路整備課に依頼しましたが、私有地であり難しいとの返事でした。現在の階段の辺りから擁壁に沿って降りる緩やかな坂道を、鉄製、或いは木製で設置できないかを検討していただきたい。区民の中にはここに市道23号線(城中-田宮)線をまたぐ歩道橋を造って欲しいと言われる方もいるが、それよりも安上がりではないかと推察します。	ご提案いただいた擁壁に沿って下りる緩やかな坂道ですが、つづら折りの坂道と同様に実施は困難と考えます。理由としましては、私有地に加え、上と下の高低差は約9mあり、人が安全に通れる勾配(傾斜)で坂道(スロープ)を造るためには、100m規模の延長が必要となることから、擁壁に沿った緩やかな坂道(スロープ)を造るのは困難であります。ご理解を賜りますようお願いいたします。	地図写真	建設部	道路整備課
R4-牛久小-7	下町	6号バイパス開通に伴う城中出入口付近の交通問題点と改善案について(改善提案図面参照)	<p>【道路整備課】 逆走箇所について、国土交通省、警察と協議し、路面に矢印を設置し対策を行い、現在の形状となっております。</p> <p>【地域安全課】 ご指摘の箇所につきまして、カーブミラーの設置をすることにより刈谷方面からくる車両については、カーブミラーには死角があることから、過信して目視確認を怠った場合、交通事故の危険性が高まります。この度、横断歩道の停止線手前に予告標示を行いましたので、交通法規に従い予め速度を落として通行するようお願いいたします。 歩行者からは、カーブミラーを見て車が来ないことを確認し渡ることが、本来の横断歩道の渡り方と相反することから歩行者用にカーブミラーを設置することは考えておりません。ご理解のほどお願いいたします。</p>	地図写真	建設部 市民部	道路整備課 地域安全課